

## 強化指定選手規程

### (目的)

デフリンピック，世界選手権，アジア太平洋大会等で日本チームが最高の競技力を発揮することを目標に，強化指定選手合宿への参加，指定する国内大会への出場，国際大会派遣などの機会をつくり，競技力の向上を図るとともに，限られた体制の中でより良いコーチングとケアができるチームづくりを目指すことを目的とする。

### 1 対象

対象者は次の項目のすべてを満たす者とする。

- (1) 日本ろう者水泳協会（以下「JDSA」と言う）会員であること。
- (2) 全日本ろうあ連盟会員であること。（中学生以下は対象外）
- (3) 次のいずれかの競技会に出場し，日本水泳連盟資格表5級以上の記録を樹立すること。
  - ①日本ろう者水泳選手権大会（以下「日本大会」と言う）
  - ②ジャパンパラ水泳競技大会（以下「JP大会」と言う）
  - ③日本パラ水泳選手権大会（以下「日本パラ大会」と言う）
  - ④日本知的障害者選手権（50m）水泳競技大会（以下「日本知的大会」と言う）
  - ⑤日本身体障がい者水泳連盟（以下「日身水連」と言う）が指定している下記の地域主催大会  
東北身体障がい者選手権水泳競技大会・関東身体障がい者水泳選手権大会・中部障がい者水泳選手権大会・近畿身体障害者水泳選手権大会・中国四国身体障害者水泳選手権大会・九州障がい者水泳選手権大会等
  - ⑥パラ水泳春季記録会（以下「パラ記録会」と言う）
  - ⑦その他国際水泳連盟（以下「国際水連」と言う），日本水泳連盟（以下「日本水連」と言う），日本マスターズ水泳協会（以下「日マ水協」と言う）規則などによる公式大会
- (4) トップアスリートとして，礼儀と規律を遵守し，日本の代表となり得るものであること。

### 2 強化指定選手の決定

#### (1) 強化指定選手の決定

①強化指定選手は，選手自ら標準記録（その年度の日本水連資格表5級相当＜該当年齢＞）を突破した時の証明となるものと当協会所定の申請書（年度更新）を添えて強化委員会に提出する。強化委員長が事実を確認してJDSA理事会に報告する。又は強化委員長が推薦したい選手に強化合宿への参加意志を求め，合宿での行動や状況を把握し，理事会（強化指定選手である理事は除く）にて決定する。

②決定された選手を，強化指定選手として，JDSAから，日本パラリンピック委員会（以下「JPC」と言う）に所定の書類を提出する。

#### (2) 強化指定選手の推薦

同年度の1（3）に掲げた大会などにより，公式記録を樹立した選手を対象とし，その選手が対象条件を満たしている場合，推薦することができる。

(3) 強化指定選手の追加

同年度の1(3)に掲げた大会などにより、対象条件を満たし、自ら申請した時及び2(2)において、推薦された選手が申請した時、2(1)の手順により追加することができる。

(4) 強化指定選手の取り消し

下記の3における強化指定選手の遵守事項を守らなかった場合は、強化委員長が理事会(強化指定選手である役員は除く)に報告し、討議の結果、指定を取り消すことがある。

3 強化指定選手の遵守事項

強化指定選手は、下記のことを遵守しなければならない。遵守できない場合は、書面にてその理由を申し出て理事会の了解を得なければならない。

(1) 強化合宿への参加

(2) 日本大会、JP大会、日本パラ大会、パラ記録会及び国際大会への出場

(3) 強化合宿参加報告など(練習状況の報告、参加報告など)

(4) トップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本の代表となり得ること

4 費用負担

合宿参加や国際大会出場にかかる費用は、原則個人負担とする。但し、寄付や助成があるときは軽減されることがある。

付則 2006年6月24日より適用

2010年2月28日改定

2011年2月19日改定

2015年2月28日改定

2016年2月28日改定

**2019年2月24日改定**